

「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／先端半導体製造技術の開発」公募に関するQ&A

2021年3月19日更新

資料名	該当頁	該当項目	問	答		
公募要領	P.2	2.事業概要 (4) 予算規模	公募要領 2 ページの「ポスト 5 G 情報通信システム基盤強化研究開発／先導研究（助成）」について、「提案 1 件当たりの提案時助成費は、原則 3 億円以下」とあるが、補助率が1/2とすると、助成対象費用の総額は 6 億円以下という理解で正しいか。	ご認識のとおりです。		
			P.3	3.応募要件 (1) 助成対象事業者	独立行政法人や大学が助成の申請を行うことは可能か。	行政法人、大学とも申請可能です。但し、公募要領の「3. 応募要件」を満たしていることが条件となります。
					P.3の「事業スキーム図」をみると、NEDOからの助成事業者への助成は1/2と書かれているが、この条件は助成事業者が学術機関の場合も適用されるのか。	学術機関の場合も補助率は1/2となります。
	P.4	3.応募要件 (3) 助成対象費用	研究機関の役割を担っている企業はどのような取り扱いになるのか。	企業の場合は、研究機関の役割を担っている場合でも企業の取り扱いになります。		
			免税事業者の場合、証明する書類の提出は必要か。	証明する書類等は不要です。		
			先行投資の費用は、助成対象になるのか。	先行投資の費用は助成対象にはなりません。交付決定後の提案事業の費用が対象となります。		
P.7	4.提出期限及び提出先 (4)提出書類	公共性・公益性のある研究開発の場合、例外的な処置があるか。	公共性・公益性の有無による違いは、収益納付の対象の除外となるか否かになります。事業スキームにおいて、助成事業者が学術機関と共同研究を行う場合、学術機関等への共同研究費のうち、公共性・公益性があると認められた研究開発の費用については、収益納付の対象から除外されます。ただし、助成事業者（申請者）が学術機関の場合は対象になりませんので、ご注意ください。詳細は公募要領P.4をご参照ください。			
		企業に開発の一部を委託する場合、委託先の企業は、開発費の半分を自己負担することになるのか。	委託先が企業となる場合、委託費用の1/2は助成となり、残りの費用負担については、助成事業者と委託先間の契約等で、助成事業者とするか委託先とするか決めて頂くことになります。			
		助成金の一部を固定資産（検査・評価装置等）の取得に充当しようと考えているが、その場合、資産の所有権は事業者（場合によっては、パートナー企業）に帰属するという理解でよいか。	助成事業の場合、財産の所有権は事業者（助成先）となります。委託先がある場合は、委託先が購入した機械装置等の財産所有権についても、事業者（助成先）となります。詳しくは、下記リンクQA集のQ8-4をご参照ください。 <a href="https://www.nedo.go.jp/content/100922234.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100922234.pdf</a>			
実施計画書	P.10	(2)助成先における研究体制	労務費について、エフォート専従者は従事期間が6か月以上となる条件が必要か。	エフォート専従者は、6か月以上継続従事することが前提となります。		
別添 2 N E D O 研究開発プロジェクトの実績調査票	-	-	過去実績について、関係会社（子会社）は対象外か。	法人単位での実績となりますので、別法人は対象外となります。		
(参考資料2) e-Rad補足説明資料	-	-	自社がe-Radに登録されているか確認するにはどうすればよいか。	登録の確認は、下記のe-Radヘルプデスクにお問い合わせ頂くことになります。 <a href="https://qa.e-rad.go.jp/faq/show/242?category_id=5&amp;site_domain=default">https://qa.e-rad.go.jp/faq/show/242?category_id=5&amp;site_domain=default</a>		